

# 令和元年度 消防設備士講習の案内

一般社団法人 青森県消防設備保守協会

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく、「工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習」を次のとおり実施します。

## 1 受講対象者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内の方
- (2) 上記(1)の講習を受けた日及び前回受講した日以後における最初の4月1日から5年以内の方
- (3) 上記(1)、(2)以外の受講義務のある方

## 2 講習の区分及び種類

講習の区分	対象となる消防設備士の種類
消火設備	・第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 ・第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 ・第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	・第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 ・第7類の乙種消防設備士
避難設備・消火器	・第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士 ・第6類の乙種消防設備士

## 3 講習日及び会場

会場地	講習日	講習の区分	講習会場
青森市	10月23日（水）	消火設備	青森市新町1丁目6-18 青森国際ホテル ☎017-722-4321
	10月24日（木）	警報設備	
	10月25日（金）	避難設備・消火器	
八戸市	11月6日（水）	消火設備	八戸市東白山台1丁目1-1 グランドサンピア八戸 ☎0178-23-5151
	11月7日（木）	警報設備	
	11月8日（金）	避難設備・消火器	

## 4 受講申請受付期間

- (1) 青森会場 9月13日～9月27日まで
- (2) 八戸会場 9月19日～10月2日まで

## 5 講習科目及び講習時間

- (1) 講習時間は、すべて午前9時から午後5時まで。
- (2) 講習科目
  - ① 工事整備対象設備等関係法令及び  
防火に関する他法令等に関する事項（9：00～11：30）
  - ② 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項（12：30～16：30）
  - ③ 効果測定（16：30～17：00）

## 6 講習科目の一部免除

2に掲げる講習の区分のうち、一の講習を受講した後、又は消防庁長官が指定する公共団体が行う講習を受講した後6ヶ月以内に講習を受講する場合は、「工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項」の講習科目について、受講が免除されます。

## 7 受講申請手続

- (1) 受講申請書を次の配布先から各自入手してください。なお、FAX、郵送、ダウンロードでの配布は行っていません。  
《申請書の配布先》  
県内の各消防本部・（一財）消防試験研究センター青森県支部・県危機管理局消防保安課・当協会
- (2) 受講手数料は、7,000円です。これに相当する青森県収入証紙（収入印紙と間違わないこと）を受講申請書の手数料欄に貼り、消印しないで提出してください。  
青森県収入証紙は、「青森県収入証紙売りさばき所」（青森県ホームページで案内しています）で購入してください。  
なお、当協会が入居する計量検定グループ庁舎1階 一般社団法人青森県計量協会でも購入できますのでご利用ください。

## 8 受講申請書等の記載方法及び注意事項

- (1) 受講申請書は、講習の区分ごとに1枚ずつ作成してください。
- (2) 写真は、6ヶ月以内に撮影した縦4cm、横3cmの正面半身像のもので、裏面に氏名及び生年月日を記入してから貼ってください。
- (3) 受講申請書、受講票は、※印の欄以外はすべて記入してください。なお、消せるボールペンや鉛筆等の消しやすい筆記具は使用しないでください。
- (4) 氏名欄の個人番号とは、今年度の受講該当者に送付される「講習案内ハガキ」の宛名の右下に記してある番号（数字）のことですので、確認の上記入してください。氏名のふりがなも必ず記入してください。
- (5) 「消防設備士免状」の欄には、現在所有している全ての消防設備士免状を種類ごとに記入してください。なお、交付年月日と交付番号も正確に記入して下さい。
- (6) 受講票は、住所（受講票の送付先）、氏名を正確に記入し、63円切手を貼り、切り取らないで提出してください。受講票の発送は、10月上旬となりますが、受講日3日前になっても届かない場合は、当協会までご連絡ください。

## 9 その他

- (1) 講習用テキストは当日配付します。
- (2) 受講者の消防設備士免状には、講習の課程を修了した旨記載しますので、講習当日は忘れずに免状を持参してください。
- (3) 青森会場は、駐車場が手狭ですので、各自で確保してください。

## 10 提出先

「必要事項を記入し、青森県収入証紙を貼付した受講申請書」は、一般社団法人青森県消防設備保守協会に郵送又は直接持参してください。

事業所等で複数名受講の場合は、申請書をまとめて一つの封筒で送付しても結構です。

《提出先》〒030-0113 青森市第二問屋町4丁目11番6号 計量検定グループ庁舎2階  
一般社団法人 青森県消防設備保守協会  
電話：017-757-8220